

松阪市 認可保育所設置運営事業者募集要項（令和5年4月開設）

1. 募集概要

松阪市では、老朽化した本庁管内の公立保育園（花岡、幸地区の第二、花岡、若草、駅部田の4保育園）の再編・統廃合等を進めるにあたり、保育園の設置・運営を民間法人に担っていただくことを計画しており、今回、本要項により認可保育所の設置・運営事業者（設置候補者）を公募します。

（1）施設種別

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条に基づく都道府県知事の認可を受けて開設する認可保育所。

（2）整備対象地域

花岡、幸地区（花岡小学校区、幸小学校区）

※整備計画地近隣に既存の保育所がある場合、その位置関係によっては保育所の設置が認められないことがありますのでご相談ください。

（3）応募受付期間

応募受付期間 令和3年7月5日（月）～10月4日（月）

（4）開設日 令和5年4月1日

（5）整備物件に求める要件

三重県が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）」（以下、基準条例）及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年4月1日施行）」（以下、基準条例施行規則）によるもののほか、下記の要件をすべて満たす物件とします。

①本要項の「3. 施設及び設備の整備に関する要件」を満たす施設を新設整備できること。

②「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)」に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。

③賃貸物件である場合は、下記についてもすべて満たすこと。

※土地のみ賃貸を認めることとし、建物は自己所有に限る。

ア 原則として地上権や賃借権を設定すること。賃貸借契約期間を10年以上(開設予定日を起点とする)とすること。

イ 本応募時点で賃貸借契約またはその予定契約を締結しているか、貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。合意にあたっては、貸主・借主双方の記名捺印をした書面を必要とする。なお、合意書面には仲介人の記名捺印もあることが望ましい。

ウ 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年

5月24日雇児発第0524002号等厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)」を満たすこと（改正等を含む。）。

④市街化区域内の計画とすること。

令和5年4月1日の開設が必須であること、整備地域内の市街化調整区域での開設は見込めないことから、市街化区域での計画に限る。

(6) 応募申請資格

審査基準によるもののほか、認可保育所を設置運営するための十分な資力と信用を有し、また、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した事業所運営ができる者で以下の要件をすべて満たすものとします。

①令和3年4月1日時点で、認定子ども園又は認可保育所又は幼稚園を3年以上運営している社会福祉法人及び学校法人。新たに保育事業を始める法人（運営期間が3年未満の法人を含む）での応募を検討する場合、法人の経営担当役員及び実務を担当する幹部職員（園長予定者）が同様の経験を有していること。応募時点で法人が未設立で、保育所の開設と法人の設立を同時進行させる場合は、社会福祉法人のみ認めます。

②新たに保育所を運営する資金として、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）で保有していること。

③児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

④所管行政庁が実施した直近の法人及び施設指導監査において、指摘事項がないこと、若しくは指摘事項に対し適切な対応がされていること。

⑤児童福祉法、基準条例、基準条例施行規則等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育を実施する者。

⑥「保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号厚生労働省児童家庭局長通知)」に合致すること。

⑦地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のいずれにも該当しない者。

ア 法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税及びその他松阪市税を滞納している者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 本申請日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

⑧本要項に定めるもののほか、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他の関係法令及び通知等を遵守して認可保育所を設置・運営できる者。

(7) その他募集に関する留意事項

本要項に記載している設備運営要件、整備費補助、運営費、スケジュール等が改

正法令等と整合しなくなった場合は、改正法令等を優先します。その時点で申請済または審査済の案件についても、改正法令等に合わせるための計画内容の修正を求めることがあります。予めこれらの点をご了承の上、申請してください。

(8) その他運営に関する要件

設置・運営事業者（設置候補者）に決定後は、松阪市認可保育園連盟への加入に努め、保育内容の向上を図っていくこと。

2. 運営に関する要件

(1) 定員及び受入年齢

《定員》150名以上

年齢別の定員設定について、0～2歳児の定員について全体の35%～45%とし、歳児が上がるにつれて定員が少なくなることがないようにすること。また、原則として、開設日（令和5年4月1日）において、設定する定員の8割以上の受入れが可能な定員とすること。

※設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。

《受入年齢》乳児（おおむね生後満4か月以上）～小学校就学前の児童

(2) 開所時間

延長保育時間を含めた開所時間は、下記の時間とする

（開所時間）

保育標準時間（月～土曜日） 7時00分～18時

保育短時間（月～土曜日） 8時30分～16時30分

延長保育時間（月～土曜日）（標準時間）18時～19時

（短時間） 7時～8時30分、16時30分～19時

※19時以降の延長保育を提案することは可能です。

(3) 休所日

下記に示す日以外を休所日とすることは認められません。なお、①②を開所日とする場合は、あらかじめ市との協議が必要となりますのでご相談ください。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

③年未年始(12月29日～1月3日)

(4) 給食

原則、給食は自園調理を実施してください。

※「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号通知）」を遵守する場合に限り、給食調理業務委託の外部委託を認めるものとする。

(5) 職員配置等

下記の国通知及び三重県が定める「三重県条例等」を遵守するほか、次の①～⑤

によるものとします。

【国通知】

○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。）

【三重県条例等】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日施行）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

※①～⑤に示す「常勤」の定義は下記のとおりとします。

「就業規則に定められた勤務時間で勤務する者、またはそれと同等の勤務をする者」

①以下の職員を必ず置くこと。

ア 管理者(施設長)、イ 主任保育士、ウ、栄養士または調理員

※管理者(施設長)は、児童福祉法施行規則第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当たる幹部職員をいう。

②管理者の配置については、「特定教育・保育施設等に要する費用の額の算定に関する基準の制定等に伴う実施上の留意事項について」の施設長に該当するもので、下記を遵守すること。

ア 管理者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、児童福祉事業等に2年以上従事したもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるもの。

イ 常勤であり、実際にその保育所の運営管理業務に専従していること。

ウ 委託費からの給与支出があること。

③保育士の配置については、基準条例施行規則第30条の規定ほか、下記を遵守すること。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。）別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。

④在園する障がいがある児童の保育にあたり、松阪市障がい児保育支援委員会（子ども発達総合支援センター）が行う支援判定により保育士加配が必要と判定された場合、必要とされた保育士数を加配すること。

※令和3年度実績 私立保育所加配保育士配置数最多園の加配保育士数 4人

⑤栄養士または調理員の配置については、下記を遵守すること。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事

項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。）別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。

調理業務の全部を委託し、調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）による。

給食の外部搬入を行う場合は、基準条例のほか、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。

(6) 通常保育以外の事業（サービス）の提案について設置する認可保育所の施設設備や職員を活用して、通常保育(延長保育を含む)以外の事業(サービス)を実施することについては、審査基準における加点となります。

(例) 子育て支援拠点（地域開放・子育て相談）、一時預かり事業など

(7) 経理等について

①認可保育所の運営を行う場合は、「松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、市の確認を受ける必要があります。

②開設後の経理については、下記のとおり対応してください。

ア 設置する認可保育所専用の口座を設けること。

イ 設置する認可保育所に係る経理区分を設けるとともに、財務諸表を作成すること。

ウ 設置する認可保育所に適用する経理規程を整備すること。

エ 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。

(8) その他運営に関する要件

①苦情解決の仕組みを整備すること。（第3者委員会の設置）

②保育の質を確保するため、第三者評価を実施すること。

③業務上取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱うこと。

④保護者からの上乗せ徴収にあたっては、事前に松阪市と協議すること。

⑤保育士の定着に努め、保育士の異動がある場合は保育内容に関する十分な引継ぎを行うこと。

⑥地域交流や行事への招待など、近隣住民との良好な関係づくりに努めること。

⑦松阪市による子ども・子育て支援法等に基づく確認監査に協力し、指導・指摘があった場合には、これに従うこと。

⑧その他、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、消防法、松阪市特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他の関係法令及び通知等を遵守すること。

3. 施設及び設備の整備に関する要件

認可保育所の施設及び設備の整備に関する要件を下記のとおり設定します。

(1) 施設及び設備

【三重県条例等】を遵守するほか、下記の①～⑤によるものとします。

- ①施設内から二方向の避難経路を確保できること。
- ②認可基準を満たす屋外遊戯場を、同一敷地内に確保すること。
- ③送迎用駐車場及び駐輪場、ベビーカースペースを設置すること。
(送迎用駐車場は10台以上設置すること)
- ④職員用駐車場は、送迎用駐車場とは別の場所で確保すること。
- ⑤調理室周辺は、安全衛生に配慮し、必要に応じ調理室前室、検収室・下処理室、調理員休憩室、調理員用トイレなどを整備すること。そのほか、感染症拡大防止に有効な措置を可能な限り講じること。

(2) その他整備に関する要件

- ①開設日の1ヶ月前までに検査済証の交付を受けるよう、工事工程を組むこと。
- ②整備に際しては、消防署等に相談し、指示・指摘等を受けた場合はそれに従うこと。
- ③工事請負や備品購入の契約等にあたり、松阪市暴力団排除条例を遵守すること。

(3) 施設名称(園名)について

認可保育所の名称は、市内の認可保育所及び幼稚園、市内の認可外保育施設に同一の名称がないことを要件とします。なお、市民が松阪市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると松阪市が判断した場合には、名称を変更していただく場合があります。

(4) 地域への説明について

保育所の整備、開設、運営に当たって、地域と適切な関係を築いていただくため、地域への説明を必ず実施してください。工事着工前には、以下の3回は必ず実施してください。

①申請前

説明内容：選定された場合のスケジュール、施設の規模(土地・建物、定員)など。

※少なくとも単位自治会の役員及び隣接地の住民に説明してください。(その他の近隣住民への説明を妨げるものではありません。)なお、自治会の会長が不明な場合は、こども未来課へ、後述の質疑を行ってください。

②選定後(審査結果通知後速やかに)

③工事着工前

4. 応募申請から開設までのスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 申請(応募受付) | 令和3年7月5日(月)～10月4日(月) |
| (2) 審査会の開催 | 令和3年10月中旬(予定) |
| (3) 審査結果通知 | 令和3年10月下旬～11月上旬(予定) |
| (4) 施設整備 | 令和5年2月まで |
| (5) 市広報への入所案内記載 | 令和4年9月 |
| (6) 三重県認可申請 | 令和4年12月まで |
| (7) 開設 | 令和5年4月1日 |

※事業者決定後のスケジュールは、整備案件の内容及び補助金の交付手続きにより変更することがあります。

※施設建築に係る確認申請や消防検査等、開設にあたっての必要な諸手続きについては、関係各所に十分確認した上で進めてください。

5. 応募申請方法、審査及び整備の流れ

- (1) 申請(応募受付)

《受付期間》下記期間内に申請を行ってください。

令和3年7月5日(月)～10月4日(月)

(月曜日から金曜日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
受付。土・日・祝日を除く)

《提出書類》法人未設立の場合、代表者は代表就任予定者名で提出すること。

	書類・様式	備考
1	申請書 【様式第1号】	
2	誓約書 【様式第2号】	
3	事業計画書	・作成要領は、別表1を参照
4-1	運営法人に係る概要調書 【様式第3号】	・法人パンフレット、運営施設一覧、法人および児童福祉施設等に係る指導監査結果通知の写しを添付すること 【新たに保育事業を始める法人等の場合】 経営担当及び実務担当の業務経歴証明書(様式別添1)及び、以下の2つを添付すること ①事業を開始する法人の内容 ②経営担当が保育事業に携わってきた法人の内容 【法人未設立の場合】 経営担当及び実務担当の業務経歴証明書(様式別添1)及び、以下の2つを添付すること

		①設立予定の法人の内容（沿革は今後の予定） ②新設法人の経営担当が携わってきた法人の内容
4-2	運営法人の定款の写し	代表者の原本証明を付すこと 【新たに保育事業を始める法人、法人未設立の場合】 定款の案を添付すること
4-3	役員名簿及び代表者の 経歴書	様式は任意、履歴書を添付すること 【法人未設立の場合】 役員名簿の案、代表就任予定者の履歴書を添付
4-4	運営法人の登記履歴事 項全部証明書	申請日前3か月以内に発行された原本 【法人未設立の場合】不要
4-5	運営法人の印鑑証明書	申請日前3か月以内に発行された原本 【法人未設立の場合】不要
4-6	運営法人の納税証明書	税務署が発行する“その3の3”様式指定 申請日前3か月以内に発行された原本 【法人未設立の場合】 代表就任予定者の市税完納証明書
4-7	運営法人の決算書の写 し	・直近3ヶ年分(3年に満たない場合は最新のもの) ・代表者の原本証明を付すこと 【法人未設立の場合】不要
4-8	決算期後（進行期）の 試算表	・直近の決算期後の合計残高試算表 【法人未設立の場合】不要
4-9	運営法人の財産目録	・直近のもの 【法人未設立の場合】 財産を寄付するものとの贈与契約書の写し ①贈与者が個人の場合：贈与者の身分証明書、登記さ れていないことの証明書及び印鑑登録証明書 ②贈与者が法人の場合：定款、法人の登記事項証明書 （現在事項全部証明書）、法人において贈与行為の 議決が分かるもの（役員会等議事録の写し等）及び 決算書
5-1	認可保育所設置計画概 要書 【様式第4号】	・近隣住民等への事前説明に係る地図及び説明資料等 を添付すること
5-2	認可保育所設置計画地 位置図 【様式第5号】	・建設用地の確保状況が分かるもの
5-3	概略配置図・平面図・立 面図・断面図	・図面の記載事項は別表2を参照

5-4	工事費等概算見積書	・施設整備費、備品購入費等が確認できる設計会社等が発行したもの
5-5	工事工程表	・設計会社等が作成したもの
6-1	資金計画書 【様式第6号】	必要に応じて下記書類を添付すること ①償還計画表 ②贈与契約書の写し(要原本証明) ③残高証明書 ④所得証明書等
6-2	自己資金内訳書 【様式第7号】	銀行等の残高証明書(申請日前1ヶ月以内に発行された原本)を添付すること 【法人未設立の場合】不要
7-1	管理者(施設長)予定者 調書 【様式第8号】	
7-2	職員配置計画書 【様式第9号】	保育士の1日の勤務シフトがわかる資料を添付すること
7-3	保育課程	保育課程及び各年齢の保育計画
8-1	管理・運営に関する調書 【様式第10号】	
8-2	労務管理・福利厚生等に関する調書 【様式第11号】	
9-1	既存施設の概要調書 【様式第12号】	1年以上の運営実績がある既存施設の中で、最も新しい施設を対象とする 当該施設のパンフレット等があれば添付すること 【法人未設立の場合】 新設法人の経営担当が携わってきた施設の内容
9-2	過去3か年分の法人及び既存施設の指導監査結果及び回答書の写し	9-2～9-5については、9-1で取り上げた施設を対象とする(3年未満の場合は最新のもの) 代表者の原本証明を付すこと 【新たに保育事業を始める法人、法人未設立の場合】 経営担当が携わってきた施設の内容
9-3	既存施設の管理・運営に関する調書 【様式第13号】	必要に応じて、マニュアルまたは実施内容がわかる資料を添付すること(個人情報が含まれる資料については、当該箇所をマスキングすること) 【新たに保育事業を始める法人、法人未設立の場合】 経営担当が携わってきた施設の内容

9-4	既存施設の労務管理・福利厚生等に関する調書【様式第14号】	必要に応じて、規程または実施内容がわかる資料を添付すること 【新たに保育事業を始める法人、法人未設立の場合】 経営担当が携わってきた施設の内容
9-5	既存施設に適用される諸規程等の写し	下記の諸規程等を対象とする ①就業規則 ②給与規程 ③給料表 ④経理規程 ⑤その他諸規程等 ・代表者の原本証明を付すこと 【新たに保育事業を始める法人、法人未設立の場合】 新設法人の経営担当が携わってきた施設の内容
10	その他必要な資料等	・事業計画書を補足するための添付書類等(任意)

別途書類等の追加提出を求める場合があります。

《提出部数》

正本1部、副本8部(正本の写し)

《書類の綴じ方》

- ①サイズはA4版(図面はA3版)とし、表紙及び目次を付けて左綴じとして下さい。
- ②資料番号を付したインデックスを添付してください。
- ③フラットファイル又は両開きのパイプ式ファイル等で綴じてください。

《応募申請の予約及び書類の提出》

予め電話連絡によりご予約の上、書類を持参してご来庁ください。

〒515-8515松阪市殿町1340-1

松阪市役所健康福祉部こども局こども未来課保育幼稚園係 [TEL:0598-53-4083](tel:0598-53-4083)

※質疑については下記のとおり受け付けます。

- ①質疑できる者：「1(6). 応募申請資格」を満たす者
- ②質疑方法：質疑書【様式第15号】により行ってください。提出は電子メール、持参またはFAXによるものとします。
- ③受付期間：令和3年7月5日(月)～令和3年9月24日(金)
- ④質疑に対する回答：到着後概ね1週間以内に、メールにて回答致します。
- ⑤提出先：〒515-8515松阪市殿町1340-1
松阪市役所健康福祉部こども局こども未来課保育幼稚園係
TEL：0598-53-4083 FAX:0598-26-9113
Email：komirai.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) 事業者の決定

審査方法について

松阪市保育所設置運営法人の公募に伴う審査選定委員会（以下、「委員会」という）による審査を行ないます。

- ① 書類審査
- ② ヒアリング審査

書類審査後、事業計画等や事業を行なう理由について、非公開でのプレゼンテーションを行ないます。その際、質疑応答も行いますので、申請者及び施設管理者予定者も必ず出席して下さい。日時等については、後日連絡します。

- ③ 評価(審査)

評価(審査)合計点が、別途定める基準点を上回る事業者の中から選定します。事業計画書(別表1)に基づき、次の項目に基づき評価します。

評価(審査)項目

- ㊦法人概要(実績・財務)、㊧保育理念、㊨保育所概要(施設内容)、
- ㊩保育所概要(保育サービス・運営内容)、㊪職員体制、
- ㊫あり方基本方針との整合、㊬その他の提案

- (3) 審査結果通知

結果は、選定可否に関わらず文書によってすべての応募者に通知いたします。

- (4) 辞退について

応募申請後であって結果通知前に辞退するときは、いずれも文書(任意様式)により届け出てください。

選定後の辞退については、そのタイミングによって認可保育所の利用を希望される市民等に大きな影響を与えることがあるため、松阪市の同意を必要とします。

- (5) 提出書類の取り扱い

応募申請時に提出された書類は返却いたしません。

- (6) 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①提出書類に虚偽があった場合
- ②事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④過去3か年の間に実施された、申請者が運営する児童福祉施設、地域型保育事業所、認可外保育施設及び申請者の本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等(以下「関係法令」という。)に基づく報告、質問、立入検査または調査等(以下「監査」という。)(過去3か年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査)の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して認可保育園を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合

- ⑤財務状況及び経営状況に、保育園の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合
- ⑥民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の適用を受け、申請者に財産的能力がなくなると認められる場合
- ⑦刑事事件その他の不祥事により、申請者の信用が失墜したと認められる場合
- ⑧次のいずれかに該当する場合
 - ア 申請者または申請者の役員等(役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下「役員等」という。)が、松阪市暴力団排除条例(平成23年3月17日条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員、または暴力団及び暴力団員並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)であると認められる場合、または暴力団若しくは暴力団員が申請者の事業経営に実質的に関与していると認められる場合
 - イ 申請者または申請者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
 - ウ 申請者または申請者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - エ 申請者または申請者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑨その他、本要項及び関係法令に違反すると認められる場合

6. 整備補助及び運営費に対する委託費、補助金

松阪市市議会の予算議決を経て、下記に記載の補助金、運営費等を交付します。

(1) 整備費に対する補助金

令和4年度に行う事業に限り、国の補助金制度である保育所等整備交付金を活用し松阪市私立保育園施設整備費補助金要綱に基づき補助を行います。

(2) 運営に対する運営費

運営費については、子ども・子育て支援法第27条及び第28条に基づく施設型給付費及び特例施設型給付費、若しくは附則第6条に基づく委託費を支出します。

(3) その他補助金について

私立保育所の運営にあたって令和3年度時点で下記の補助を実施しています。

- ・私立保育園管理運営事業費補助金
私立保育園の円滑な運営のための補助金(保育士確保に対する補助など含む)
- ・私立保育園延長保育促進事業費補助金

- 国（子ども子育て支援交付金）、県（地域子ども子育て支援事業費補助）に基づく
- ・私立保育園障がい児保育事業費補助金
障がい児に加配する職員の人件費にかかる補助
- ・私立保育園低年齢児保育推進事業費補助金
県（低年齢児保育充実事業費補助金）に基づく

7. 施設整備に関する入札等

地方公共団体以外の者が補助事業により社会福祉施設等を整備する場合の契約手続きについては、その公正性及び透明性の確保に努めなければなりません。また、補助金の交付条件として「事業を行なうために締結する契約については、一般競争入札や指名競争入札に付する等市が行なう契約手続きの取扱いに準拠しなければならない」とされています。

8. 公立保育園の統廃合の予定スケジュール

松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針に基づき進めている本事業（私立保育園の新設及び公立保育園の統廃合）については、下記のスケジュール、方法で進めていくことを予定しています。

- ・令和3年10月下旬～11月上旬 設置・運営事業者（設置候補者）決定
- ・令和5年4月 私立保育園 開園
- ・令和7年3月 公立保育園 2園 閉園

※閉園する園は、新設園の位置、公立園の在籍園児数等を考慮し松阪市が決定します。

※閉園する公立保育園の園児は、利用者（保護者）の希望を聞きながら、他の公立保育園、私立保育園への転園を進めていきます。（在園児すべてが新設保育園に入るわけではありません。）

9. その他

- (1) 市内保育所等からの保育士引き抜きについては、厳に慎むこと。また、すでに市内で別の保育所を運営している法人については、施設間での転籍を阻むものではないが、転籍元の施設においても前年度の受け入れ児童数を下回らない人員配置を厳守すること。
- (2) 施設整備、設置認可申請、開設に至るまでの準備手続きについては、三重県及び松阪市と十分に協議しながら進めることとします。
- (3) 選定後に申請内容を変更する場合には、松阪市と協議の上、合意することを要します。
- (4) 選定後であっても、本要項、申請内容及び関係法令等に基づいた認可保育所の設置・運営が行えないと判断される場合は、選定を取り消すことがあります。な

お、取り消した場合、決定者が要した費用については、本市は一切保証しません。

- (5) 開設後に認可保育所を廃止又は休止するときは、松阪市との協議及び承認を必要とし、運営事業者の意思のみで廃止又は休止を行うことはできません。
- (6) スケジュールどおりに進まないことがあった場合でも、そのことによって生じた損害等は、市が負うものではありません。
- (7) 応募申請に関する一切の費用は応募申請事業者の負担とします。
- (8) 災害など不測の事態が起こったときは、松阪市と協議の上、対応を決定することとします。

【別表 1】 事業計画書の作成要領

- ①様式は、「様式 事業計画書」（パワーポイント）を使用してください。A4 横で印刷してください。
- ②計画書に記述する事項は、下表のタイトル及びパワーポイントに記載の内容とし、事項の内容は変えずに使用してください。
- ③レイアウトや文字サイズ、枠のカタチなどの見せ方については、工夫することは可能です。
- ④各項目の記載に当たっては、内容だけでなく、実効性、実現性を鑑みた内容を記入してください。場合によっては、過去の実績（第三者評価受審の結果など）も加えてください。
- ⑤他の提出書類と内容が整合するよう配慮してください。
- ⑥8 ページで収まらずにページを増やしたい場合、10 ページまでなら可能とします。

【事業計画書に記載する事項】

法人概要

	タイトル	備考
1	運営実績	運営する認可保育園、地域型保育事業所、その他認可外保育施設の一覧

保育理念

	タイトル	備考
1	保育理念	事業者としての保育に対する基本的な考え方など
2	設立動機	保育所を設立する動機
3	運営方針	運営方針の日常の保育への反映方法など
4	園のコンセプト	施設、保育内容を含めた全体的な構想やイメージ

保育所概要

	タイトル	備考
1	施設内容	立地状況（周辺環境）、敷地や建物の面積、保育室、屋外遊技場等の広さ、プールなどの構築物
2	クラス編成・職員配置	認可定員、クラスの編成、3歳児配置改善を実施するかなど
3	保育に係る計画を作成する際に重視すること	保育指針等の理解、作成方法等について
4	給食への考え方	アレルギーや食育など
5	園児の安全への配慮	災害等への対策
6	保護者との関係構築	普段の連絡方法や、保護者会や個人面談、保護者

		からの意見の反映方法などへの考え方など
7	地域との関係構築	良好な関係構築、地域との交流等
8	施設長の経歴・実績	資格、保育士や施設長としての経験など

職員体制

	タイトル	備考
1	保育士確保の手法	どのように保育士を確保していくか
2	職員確保の状況	現在、勤務することが確実視されている人数、職種等
3	職員の育成方針	どういったキャリアをどのように構築するかなど
4	保育士の給与内容	基本給、各種手当など
5	休暇について	休暇の種類、取得の促進方法など
6	ワークライフバランス	プライベートとの両立への考え方や方法等
7	勤務評定制度	職員のモチベーション維持・向上の方法

その他の提案

	タイトル	備考
1	転園者への配慮	自由記述
2	その他	自由記述 内容例 ・子育て支援拠点事業を実施する ・必要に応じて近い将来の増築が可能である など

【別表2】図面に記載する事項

配置図

	箇所	記載する内容
1	道路	名称、幅員、道路境界線、高低差、方位
2	隣地等	隣地境界線、高低差、擁壁
3	建物	出入口、境界までの距離、スロープ勾配
4	外構	内扉、外柵、駐車場
5	屋外遊技場（園庭）	面積、遊具の配置

平面図

	箇所	記載する内容
1	各室	名称、床面積（有効面積含む）、出入口、窓、壁、下駄箱、ロッカー、保育室各室の使用年齢、定員

2	トイレ	便器（大、小）、手洗器
3	階段、屋外傾斜路、バルコニー等	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第 28 条 7 号に定める基準を満たす階段等の名称

その他必要な記載事項

- (1) 住所（地名地番）、建ぺい率、容積率、用途地域、各階床面積
- (2) 土地が 2 筆以上の場合は、敷地図に地番を記載すること